



消費生活総合センターでは、専門的な資格を持つ弁護士などに無料で相談できる相談会を開催しています。詳しくは、下記のホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。

<お問い合わせ先：075-366-2250>

京都市民
法律相談



令和7年度
司法書士
による
無料相談会



令和7年度
行政書士
による
無料相談会



情報メール便

消費生活総合センターから、契約トラブルに関する相談情報や、商品・役務に関する危害情報などを週1回程度配信しています。

ぜひ、ご登録ください！※登録確認メールは届きませんのでご注意ください。

登録はこちらから



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

京都市消費生活総合センター

075-366-1319 (消費生活相談専用)
075-366-1316 (多重債務相談専用)
075-366-2250 (各種相談会の問合せ)

相談受付時間

月～金(祝・休日を除く)
午前9時～午後5時



*土日祝休日(年末年始を除く。)の緊急時のご相談は、
消費者ホットライン 188(局番なし) 午前10時～午後4時(電話相談のみ)
※独立行政法人国民生活センターの相談窓口につながります。



京都市文化市民局文化市民部消費生活総合センター
令和7年6月発行 京都市印刷物 第070865号

京・くらしの安心安全情報 第141号

京都市消費生活総合センター



←動画
エシカル消費
って何?

～目次～

「エシカル消費のタネ」消費者標語大募集！(1面)
消費者月間イベント報告/注意喚起(2・3面)
消費者教育教材の紹介(3面)
法律相談など各種相談会について(4面)

しょうひしゃひょうごだいほしゅう
消費者標語大募集！

令和7年度

募集期間

令和7年7月1日(火)～
9月19日(金)

エシカル消費のタネ



エシカル消費って知ってる？人や社会、環境、地域に
配慮した消費のことだよ。
日々の消費の仕方に気を付けることは、未来の子ども
達へのプレゼント！みんながエシカル消費をしたくなる
ような、素敵な標語を募集するよ！



<テーマ>

① サステナブルファッション

服を長く大切に着たり、本当に必要かどうかをよく考えて購入することは、サステナブルファッション(地球に優しいファッション)と言われているよ。

応募作品は1テーマにつき1人1点まで
(※2テーマ応募可)

② 地球温暖化を防ごう

私たち一人ひとりが、エコな商品を選んだり、レジ袋の代わりにエコバッグを使用したりすることを心がけることが、地球温暖化を防ぐことにつながるよ。

★ 標語とコメント(標語にこめた気持ち、そのテーマについて普段考えていること)を書いてね！

★ 京都市内に住んでいるか、通学(通勤)している小学生・中学生・一般の方が応募できます！

このページの応募フォームから応募してね！

チラシに記入して消費生活総合センターに郵送もできるよ！

応募フォーム

(チラシは7月から、市役所や消費生活総合センター・各区役所・支所で配ります)

入賞者には、表彰状・図書カードの副賞(市長賞は5,000円分)もあるよ！



消費者月間イベント報告



消費生活

明日の地球を救うため、消費者にできること
グリーン志向消費

～どのグリーンにする？～

毎年5月は消費者月間です！「買い物で社会を変えられる？」をテーマに、京都経済センターにて、講演とトークセッションを実施しました。

日 時：令和7年5月24日（土） 午後1時30分～午後3時30分 @京都経済センター

主 催：京都市、京都府及びNPO法人コンシューマーズ京都（京都消団連）

【講演】「買い物で社会を変えられる？～商品の選び方について考えてみよう～」

講師：大藪 千穂氏（岐阜大学副学長／教育学部教授・日本消費者教育学会会長）

【トークセッション】講師、環境団体（認定NPO法人環境市民）、消費者団体（京都生活共同組合）



～内容の一部をご紹介します～

<大藪講師からのお話>

- ・学校給食での食品ロス調査では、学校での取り組み方により食品ロスの量に大きな差があることが分かった。
- ・生徒自身が調査に取り組んだり調理員と交流したりする学校は、食べ残しも少ない。調理員の苦勞などを身近に感じることが、生徒の消費行動に影響する。
- ・プラスチックは安価で加工しやすい一方、めぐりめぐって体内に蓄積することもある。
- ・企業も消費者の声を意識して、ラベルのないペットボトルを作るなど工夫している。

<京都生活共同組合からの取組報告>

- ・見えないところで廃棄されるトマトを活用している企業の取組

<NPO法人環境市民からの提案>

- ・ものの選びの基準（価格、品質、安全）に「環境」を加えよう。

<トークセッション>

- ・一人ひとりができる範囲で「環境に良い消費」について考え、難しく考えすぎずに楽しく取り組むことが大事。



戸籍等の氏名への振り仮名記載が開始されます！

- 2025年5月、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されました。この改正法の施行により、戸籍の記載事項に、氏名の振り仮名が追加されます。

- 京都市内に本籍にある方については、令和7年7月中旬以降、戸籍に記載される予定の氏名の「フリガナ」が通知されます。通知書の内容を確認し、認識と違うフリガナが記載されていた場合、届出が必要です。

※正しい場合は届出不要です。

制度の詳細は法務省のホームページへ→



<お問い合わせ>振り仮名コールセンター（全国共通）

TEL：0570-05-0310（受付時間：8時30分～17時15分）※土曜、日曜、祝日、年末年始を除く

消費者教育教材をご紹介します！（いずれも無料です）

視聴教材（動画）

体験型教材「鍛えよう、消費者力」

事例VR動画



催眠商法

ご近所に誘われ、楽しい無料イベントに行ってみたら…！

世代ごとに遭いやすい3つのトラブル事例について、臨場感のある動画で疑似体験ができるほか、対処法をシミュレーションし、心理学の専門家による解説から学ぶことができます。

掲載サイトはこちら→
（「動画教材」をクリック）

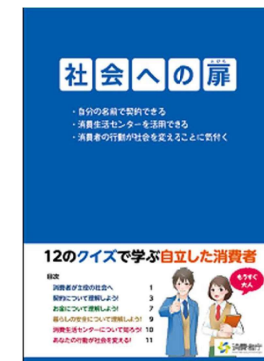


ダウンロード教材

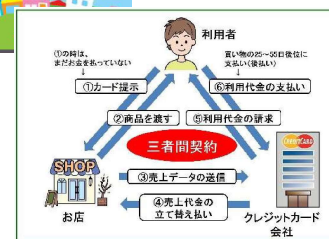
小学生用

高校生用

幼児用大型絵本



中学生用



幅広い年齢を対象に、無料で学習できるデジタル教材をホームページに多数掲載しています！
掲載サイトはこちら→



☆注意喚起情報☆

📄届出に手数料はかかりません

通知されたフリガナが誤っている場合は必ず届け出必要がありますが手数料はかかりません

📄届出しなくても罰則はありません

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます

詐欺にご注意ください

フリガナの届出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません

不審に思ったら、お早めに消費生活総合センターや最寄りの警察等にご相談ください

消費生活相談専用 075-366-1319
警察相談専用電話 #9110